

2 平成25年度税制改正による事項別増減収見込額

(単位：億円)

改正事項	初年度			平年度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税 住宅ローン控除の拡充				△ 167	△ 251	△ 418
				△ 167	△ 251	△ 418
2 法人事業税 日本政策投資銀行に係る資本割の特例措置の廃止				1		1
				1		1
3 自動車取得税 先進安全自動車（ASV）に係る課税標準の特例措置の拡充	△ 1		△ 1	△ 1		△ 1
	△ 1		△ 1	△ 1		△ 1
4 固定資産税		15	15		11	11
(1) コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の創設					△ 1	△ 1
(2) 首都直下地震・南海トラフ地震に備えた駅、路線の耐震補強工事により取得した償却資産に係る課税標準の特例措置の創設					△ 4	△ 4
(3) 日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置の縮減		15	15		15	15
(4) その他					1	1
5 事業所税 木材取引市場又は製材等の加工業者若しくは木材の販売業者の事業用木材保管施設の資産割に係る課税標準の特例措置の拡充		△ 1	△ 1		△ 1	△ 1
		△ 1	△ 1		△ 1	△ 1
6 都市計画税 日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置の縮減		2	2		2	2
		2	2		2	2
7 納税環境整備 延滞金等の見直し				△ 67	△ 108	△ 175
				△ 67	△ 108	△ 175
合計	△ 1	16	15	△ 234	△ 347	△ 581
国税の税制改正に伴うもの	△ 47	△ 33	△ 80	△ 340	△ 252	△ 592
個人住民税				△ 7	△ 11	△ 18
法人住民税	△ 14	△ 33	△ 47	△ 98	△ 241	△ 339
法人事業税	△ 33		△ 33	△ 235		△ 235
再計	△ 48	△ 17	△ 65	△ 574	△ 599	△ 1,173
地方譲与税						
地方法人特別譲与税	△ 30		△ 30	△ 219		△ 219
再々計 (地方法人特別譲与税を含む合計)	△ 78	△ 17	△ 95	△ 793	△ 599	△ 1,392

- (備考) 1. 上場株式等に係る配当等の3%軽減税率の適用期限(平成25年12月31日)が到来した後の本則税率(5%)適用に伴う増収見込額(平年度)は430億円である。
2. 個人住民税の住宅ローン控除の拡充による平年度減収見込額は、平成26年から29年までの居住分について改正後の制度を適用した場合の減収見込額の平均と、改正前の制度(平成25年中に居住の用に供する場合に適用される制度)を適用した場合の減収見込額との差額を計上している。
3. 表中における計数は、1億円未満を四捨五入している。